



# カワセミ通信101

町田市長  
石阪丈一

先月末に三輪緑地（公園予定地）と寺家ふるさと村（横浜市青葉区）を訪ねました。夏鳥は、ツバメに続いて、セ



ニリンソウの群落（三輪緑地）

## ご案内

### 成年後見制度利用支援

市では、市長申立の方以外に成年後見制度の利用が必要な方で、申立費用及び後見人等への報酬の支払いが困難な場合、その費用を市が負担します。

※任意後見制度は対象外です。  
【申立費用の助成】  
対次のすべてに該当する申立人となる方 ①生活保護を受給中、または準じている②申立対象者の住民票が町田市にある③自身について申し立てを行う④申請日の翌月末までに必ず家庭裁判所へ申し立てを行う

【報酬費用の給付】  
対次のすべてに該当する被後見人等の方 ①生活保護を受給中、または準じている②住民票が町田市にある③他の助成の対象とならない④当該年度を含む直近1年間以内の分の報酬付与の申し立てを、12月8日～28日の間に必ず家庭裁判所へ行う  
【報酬費用を被後見人等へ給付（予算の範囲となるため、該当者の人数により金額が変動）】  
◇  
【申請】  
11月30日まで（必着）。  
※申し込みの前に、必ず福祉総務課へご相談下さい。  
問 福祉総務課 ☎724・2537  
FAX 050・3101・0928

【戦時資料展示】  
終戦70年平和折念事業  
戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えるため、予算額に達し

ル以上の長さで続く白い花の群落は見事です。

さて、本紙5月1日号でもお知らせしていますが、来る5月24日の日曜日に「市民参加型事業評価」を開催します。市では、これまで2008年度から3回、「事業仕分け」として行ってまいりました。今回は「市民参加型事業評価」と名前を変えて開催します。

これも、既報ですが、市は2012年度から企業会計方式（複式簿記）を取り入れています。昨年8月には、2012・2013年度の事業の成果や課題をまとめた「事業

別財務諸表」を発表しました。今回の、「事業仕分け」改め「市民参加型事業評価」は、こうしたデータを材料に、市民公認会計士などを含む10人の評価人が、事業の「廃止」「要改善」「現状維持」の判定を行います。

ご来場いただいた市民の皆さんには、リモコンによる判定もしていただきます。会場は市庁舎2階と3階です。朝10時から夕方5時過ぎまで行っています。事前の申し込みは不要であり、途中での参加や退出も自由です。多くの市民の皆さんのご参加をお待ちしています。

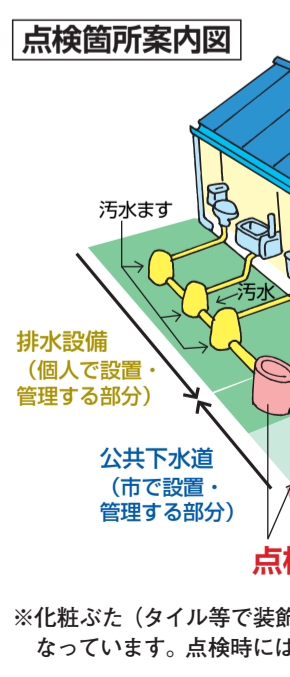
これを、既報ですが、市は2012年度から企業会計方式（複式簿記）を取り入れています。昨年8月には、2012・2013年度の事業の成果や課題をまとめた「事業

## 公共汚水ますの点検に伺います

市では、下水道管理区域内の公共汚水ます及び本管に至る取付管（市管理部分）の汚水の流れを点検し、詰まり等の発生を防いでいます。身分証明書を携行し、腕章をつけた市委託業者が、宅地内にある公共汚水ますの点検に伺います。ご協力をお願いします。

※対象地域の方には、下水道管理課から点検のお知らせを事前に配布します。  
※この調査で費用を請求することはありません。また、個人管理部分（宅内排水設備）の点検・清掃をする業者が営業活動をしている場合もあるようですが、市とは一切関係がありません。

【対象地域】  
○小山町（6番地～184番地）（全域）、193番地（全域）、195番地（全域）、197番地（一部）、198番地（一部）、200番地（一部）、201番地～220番地（全域）、227番地～523番地（全域）、532番地～568番地（全域）、625番地～657番地（全域）、4652番地～4678番地（全域）  
○上小山田町（399番地（全域）、2924番地（全域）、2927番地（全域）、2933番地（全域）  
○常盤町（2934番地～3439番地（全域）、349



点検箇所案内図  
※化粧ふた（タイル等で装飾されたふた）はお客様の管理と なっています。点検時には開閉にご協力をお願いします。

7番地～3499番地（全域）、3504番地（一部）、3505番地～3510番地（全域）、3513番地（全域）、3517番地～3519番地（全域）、3521番地～3529番地（全域）、3538番地～3546番地 6872

【対象地域】  
○小山町（6番地～184番地）（全域）、193番地（全域）、195番地（全域）、197番地（一部）、198番地（一部）、200番地（一部）、201番地～220番地（全域）、227番地～523番地（全域）、532番地～568番地（全域）、625番地～657番地（全域）、4652番地～4678番地（全域）  
○上小山田町（399番地（全域）、2924番地（全域）、2927番地（全域）、2933番地（全域）  
○常盤町（2934番地～3439番地（全域）、349

無料配布します  
70歳以上の方の経済的負担を軽減するため、年に1回、一定枚数の指定収集袋を配布します。  
◇  
【配布後の交換】  
配布された指定収集袋の交換を希望する方は、未開封の状態（10枚単位）で高齢者福祉課（市庁舎1階）、またはまちだエコライフ推進公社（下小山田町3160番地、町田リサイクル文化センター2階リサイクルショップ）へお持ち下さい（受付時間 平日の午前8時30分～午後5時、まちだエコライフ推進公社は土曜日を受け付け）。申請書に記入後、等量交換を行

【自然エネルギー利用機器等の設置の補助】  
市は、地球温暖化防止のため、自然エネルギー利用機器の設置に補助を行っています。

【共同住宅の共用部分で使用するための機器を設置した方】  
市内の共同住宅の共用部分で使用するため、4月以降に対象機器（下表参照）を設置、または機器を設置した住宅を購入した個人（機器を設置した住宅に居住していることが条件）

【住宅の居住部分で使用するための機器を設置した方】  
市内の住宅に4月以降に対象機器（下表参照）を設置、または機器を設置した住宅を購入した個人（機器を設置した住宅に居住していることが条件）

【共同住宅の共用部分で使用するための機器を設置した方】  
市内の共同住宅の共用部分で使用するため、4月以降に対象機器（下表参照）を設置、または機器を設置した住宅を購入した個人（機器を設置した住宅に居住していることが条件）

【共同住宅の共用部分で使用するための機器を設置した方】  
市内の共同住宅の共用部分で使用するため、4月以降に対象機器（下表参照）を設置、または機器を設置した住宅を購入した個人（機器を設置した住宅に居住していることが条件）

【共同住宅の共用部分で使用するための機器を設置した方】  
市内の共同住宅の共用部分で使用するため、4月以降に対象機器（下表参照）を設置、または機器を設置した住宅を購入した個人（機器を設置した住宅に居住していることが条件）

【共同住宅の共用部分で使用するための機器を設置した方】  
市内の共同住宅の共用部分で使用するため、4月以降に対象機器（下表参照）を設置、または機器を設置した住宅を購入した個人（機器を設置した住宅に居住していることが条件）

【共同住宅の共用部分で使用するための機器を設置した方】  
市内の共同住宅の共用部分で使用するため、4月以降に対象機器（下表参照）を設置、または機器を設置した住宅を購入した個人（機器を設置した住宅に居住していることが条件）

【共同住宅の共用部分で使用するための機器を設置した方】  
市内の共同住宅の共用部分で使用するため、4月以降に対象機器（下表参照）を設置、または機器を設置した住宅を購入した個人（機器を設置した住宅に居住していることが条件）

【共同住宅の共用部分で使用するための機器を設置した方】  
市内の共同住宅の共用部分で使用するため、4月以降に対象機器（下表参照）を設置、または機器を設置した住宅を購入した個人（機器を設置した住宅に居住していることが条件）

【共同住宅の共用部分で使用するための機器を設置した方】  
市内の共同住宅の共用部分で使用するため、4月以降に対象機器（下表参照）を設置、または機器を設置した住宅を購入した個人（機器を設置した住宅に居住していることが条件）

住宅の居住部分で使用するための対象機器と補助金額一覧表

補助対象機器	補助金額
太陽光発電システム	1kWあたり1万円/上限5万円
太陽熱利用システム	定額1万円
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	定額1万円
潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）※高効率でない、旧来型の機器から付け替えた場合のみ対象です。	定額5000円
家庭用蓄電池システム※定置用リチウムイオン蓄電池のみ対象です。	定額1万円

環境・自然共生課 ☎724・4391 FAX 050・3160・5220

5月18日（月）午前11時～午後1時

724・2166